

## 下請取引適正化推進講習会のご案内

～公正取引委員会・全国中小企業取引振興協会～

下請取引の適正化推進を目的に、親事業者の下請取引担当者を対象に「下請代金支払遅延等防止法」、「下請中小企業振興法」の趣旨・内容を周知徹底するための講習会を開催します。

### A会場 [公正取引委員会主催]

日時／11月22日(木) 13:30～16:30  
 会場／岩手県工業技術センター1階大ホール(盛岡市)  
 問合せ／公正取引委員会事務局東北事務所取引課  
 TEL.022-225-7095  
 受講料／無料

### B会場 [全国中小企業取引振興協会主催]

日時／12月11日(火) 13:30～16:30  
 会場／ホテルルイズ(盛岡市)  
 問合せ／全国中小企業取引振興協会  
 TEL.03-5541-6688  
 受講料／無料

### 下請代金支払遅延等防止法

#### 【親事業者の義務】

- 取引条件等を記載した注文書の交付
- 下請取引に関する事項を記載した書類の作成と保存
- 下請代金の支払い期日を定めること
- 遅延利息の支払い

#### 【親事業者の禁止行為】

- 買ったたき
- 下請代金の減額・支払遅延
- 受領拒否
- 返品
- 物の購入強制・役務の利用強制
- 報復措置
- 有償支給原材料等の対価の早期決済
- 割引困難な手形の交付
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 不当な給付内容の変更・やり直し

### 下請中小企業振興法

#### 【振興基準】

- 下請事業者の生産性の向上、製品・情報成果物の品質・性能の改善、役務の品質の改善
- 親事業者の発注分野の明確化、発注方法の改善
- 下請事業者の施設・設備の導入、技術の向上、事業の共同化
- 対価の決定の方法、納品の検査の方法、その他取引条件の改善
- 下請事業者の連携の促進

## 合同商談会に281社、455人が参加

平成19年度の商談会を10月25日に北上市・ホテルシティプラザ北上で開催しました。

今年度は参加企業数が発注65社、受注216社とここ数十年の商談会では最も多い参加となり、商談も988件にのびりました。今後の折衝の経過に期待が持たれます。

商談会後には127人の方からアンケートに回答をいただきましたので、来年度の開催に向けてご指摘いただいた事項を参考に改善していきたいと今から準備しています。

